



割薪を乾燥(事業センター)

目次

1. 組合長あいさつ p1
2. 令和3年度森林整備事業の実施 p2
3. 間伐実施のタイミングについて p3～4
4. 地区別事業推進会議の質疑応答 p5
5. お知らせ、お願い p6

ホームページもご覧ください。

旭川市森林組合

検索

組合員の動き

(令和3年6月末現在)

組 合 員 数

1,202名

森林所有面積

9,625ヘクタール



御挨拶

旭川市森林組合
代表理事組合長 木津 勝

組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より当組合事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ワクチン接種が開始されたものの新型コロナウイルス感染拡大で新規感染者数の状況や急速に広がる変異株の脅威等、毎日報道される情報に不安と戸惑いのことと存じます。全ての会議が、安全確保及び感染拡大防止を最優先に書面開催やオンライン配信での対応となりました。

6月20日までの緊急事態宣言延長を受け、残念ながら今年は事務所でのタケノコ販売を中止としました。

外国産材の輸入減少などによる代替需要から、全国的に国産材の需要が高まっていることを受け、国産材の需給逼迫が報じられているとおり、木材生産活動の活発化が予想されます。

材の動きは昨年に比べ順調の状況にあり、下請事業体はカラマツやトドマツの間伐・皆伐を行っています。

直営労務班は春造林を終え、造林地の下刈を8月中旬まで行います。

今年は就業辞退者や高齢による退職で、新たな作業員5名が加わり13名体制で作業を行っています。この新体制で計画した森林整備を進めて参ります。

昨年開催出来なかった安全衛生大会は、作業員、職員と下請事業体も加わり4月に実施しました。

旭川市の森林環境譲与税に係る事業では、5月より地域林政アドバイザー業務を受注し履行しています。

そのほか私有林の路網整備や林道草刈の維持管理も進めて参ります。比布町においては民有林作業道維持管理事業のメニューを活用して整備を進めます。

委託業務は、「市有林管理業務」に加え「とみはら自然の森管理業務」と「アライグマ捕獲業務」を4月に受託しました。今後も事業拡大を図られるよう、あらゆる業務を受注できるように取組みます。

昨年春、旭川市西神楽に開校した北の森づくり専門学院の新校舎がこの4月に完成されました。道産材が存分に使われ、明るく温かみのある新校舎で森林・林業を学び、多くの卒業生が道内の林業界の即戦力となり、活躍されることを大いに期待しています。

先日、学院生の刈払作業実習には当組合の職員が外部講師として協力させて頂きました。今後は、インターンシップ受入れにも協力したいと考えています。

最後に、林業においては依然として災害事故が多く発生しており、安全確保に向けより一層の取り組みが必要となっています。安心安全な職場づくりに努めるとともに、組合員皆様の森林を守り、少しでも多く還元できるよう努めて参りますので、組合員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

労働安全衛生講習会を開催しました

4月16日に作業員、職員、協力事業体（6社）の総勢28名が参加して安全講習会を開催しました。

講師には林材業労災防止協会の横石幸雄様を迎え、「失敗に学び失敗を活かす」と題し、講義を頂きました。

林業では重篤な労働災害が多発しています。要因の一つは、作業中の何らかの「失敗」です。人は多かれ少なかれ失敗を繰り返すと言われ、失敗すると少なからず事故や災害に繋がります。

作業中の失敗をプラスに転化するため、分析や反省から教訓を導き出し全員で共有し、二度と同じ失敗を繰り返さないようにその失敗を活かして頂きたいとお話しされました。



労働安全衛生講習会

講習会開催前には、澁谷アドバイザーが講師となり森林認証林を取得した山林での作業マニュアルとコンプライアンスの研修を行いました。今年も労働安全衛生への共通認識を持ち全員一丸となって安全作業に取り組んで参ります。



コンプライアンス研修



直営労務班 打合せ

令和3年 森林整備事業の実施

前年比94%の森林整備予算の配分決定となった令和3年の春は新型コロナウイルスの影響を大きく受け山に丸太が余ってしまう昨年春とは違う状況です。今年度も植林や保育を着実に実施するため5人を補充し直営作業員13名体制で作業を行って参ります。

ただ、植栽は伐採と造林の一貫作業が図られるよう計画的に事業を実施しておりますが、造林予算の関係上、お待ち頂いております。組合員の皆様にはご迷惑をお掛けしますが何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。



現場作業の皆さん

●植林

今年度は伐採跡地への植林を45ha計画し造林未済地の解消に努めて参ります。補助事業による植林の所有者負担はhaあたり4～6万円です。但し、組合が関与しない皆伐後の植林は全額負担となります。

●下刈

下刈は192haを計画し現場の状況を確認しながら、所有者との合意の下で6～8月中旬まで作業を実施します。所有者負担は、haあたり6～12千円です。

●利用間伐

山林の状況に応じた定性間伐と列状間伐による間伐を83ha計画しています。米材、欧州材が高騰、品不足で代替として国産材に強い引き合いが出ています。本州の加工・製材メーカーは資材不足を理由に減産、受注制限の動きがみられます。

昨年同様、利用間伐は所有者負担がありますが、間伐材の販売代金から所有者負担を頂きますので、実際の持ち出しはありません。尚、令和2年の間伐素材代の還元金は22(317千円/haの幅があり平均で138千円/haです。



作業前打合せ

●その他

除伐、枝打ちは所有者負担がありません。

●補助事業についての注意点

注意1 補助金を活用して森林の手入れをするには、組合員の皆様と森林組合が森林経営委託契約を締結し、森林整備計画が樹立されている必要があります。

注意2 補助金を活用して森林整備(間伐、植栽、下刈等の保育)を実施した山林は、実施した次の年から5年間は、**森林以外への転用や全面伐採を行うと補助金を返還しなければならぬ**のでご注意ください。

とみはら自然の森

5月1日より旭川市とみはら自然の森の施設管理業務を行っています。

国による緊急事態宣言の延長で、5月18日から6月20日まで施設利用を休止していましたが、今は宣言が解除され再開しています。

とみはら自然の森は市内江丹別(中心部から車で40分程度)にある森林で林業の理解を深めてもらうことを目的とした施設です。森の散策路は約2.5kmあり、森林全体を歩くと2時間ほどかかります。開園時間は午後3時です。

施設利用の際は、感染防止対策を行って頂きますようお願いいたします。

開園期間は5月5日～10月31日
開園時間は午前9時～午後3時

□お問い合わせ先

とみはら自然の森ふれあい館
電話0166-17312142
旭川市農政部
森林整備課森林振興係
電話0166-12517459



とみはら自然の森 管理業務打合せ

間伐実施のタイミングについて

北海道上川総合振興局南部森林室

普及課長兼室幹 朝日 秀幸

近年、カラマツ・トドマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、適切な森林づくりの推進と木材の利用促進を一体的かつ継続的に、森林資源の循環利用を確実に進める必要があります。

適切な森林づくりを進めるためには、必要な時期に必要な保育管理を実施することが重要ですが、人工林の間伐については適切な実施時期の判断が難しいことから、実施遅れとなっている林分が散見されます。

人工林の間伐

は、植栽木の密度を管理すること

で直径成長を

促すだけではなく、

優良木生産により主伐時の

収益確保のほか、

気象災害等に強い

林分の育成や地球温暖化防止

に貢献するなどの

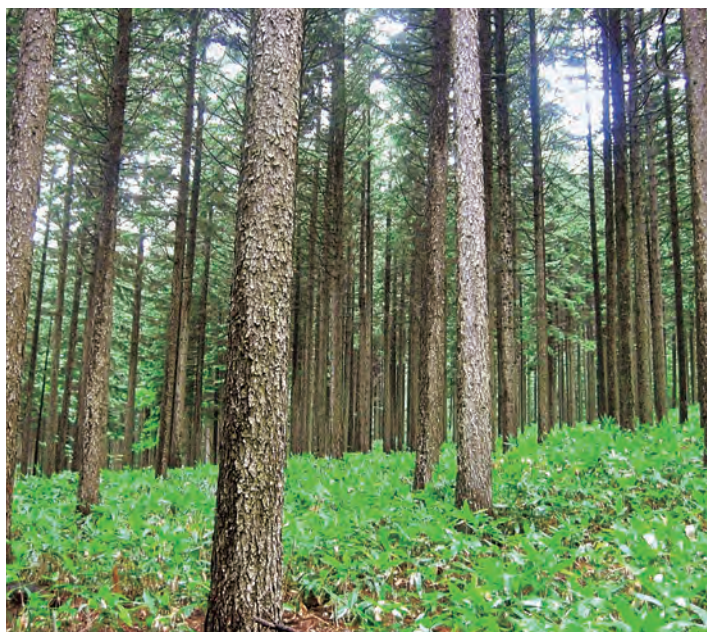
目的で実施されています。

間伐を実施する

タイミングは

樹種により異なる

適切に管理されたアカエゾマツ人工林



りますが、各樹種とも樹冠が混み合う前に実施することが望ましく、主伐までに間伐を3〜4回繰り返すことが必要とされています。

間伐実施の時期を判断する方法はいくつかありますが、今回は立木の状況を見て簡単に間伐のタイミングを知る方法について紹介します。

①形状比（ H/D ）による判断

形状比とは、樹高（ H ）と胸高直径（ D ）のバランスから判断する方法です。

計算方法は、樹高（ H ）を胸高直径（ D ）で割ることで求められます。

形状比が低いことはスングリムツ

クリの樹形であることを、形状比が

高いことはヒヨロヒヨロの樹形である

ことを示しており、形状比が80

を超えると気象害に対して弱い樹形

とされていますので、この値を超える

木が多い林分は混みすぎであると考

えられます。

【例】樹高が20mで胸高直径30cmの立木（A）と、胸高直径20cmの立木（B）を比べてみます。

- 【例】樹高が20mで胸高直径30cmの立木（A）と、胸高直径20cmの立木（B）を比べてみます。
- （A）は $20\text{m} \div 0.30\text{m} \parallel 67$
- 形状比が67となり適正な形状といえます
- （B）は $20\text{m} \div 0.20\text{m} \parallel 100$
- 形状比が100となり気象害に弱い形状といえます
- 樹高は人為的に調整することはできませんので、間伐により胸高直径（太さ）の調整を行い、形状比を適正な値となるよう仕立てる必要があります。
- ②樹冠長率による判断
- 樹冠長率は、樹高に対する樹冠の割合から判断する方法です。
- 計算方法は、樹冠長を樹高で割ることで求められ、樹冠長率が40%を下回ると混みすぎであるといえます。
- 【例】樹高20mで樹冠長が10mの立木（A）と樹冠長が5mの立木（B）を比べてみます。
- （A）は
- （樹冠長） $10\text{m} \div$ （樹高） $20\text{m} \parallel$
- 0.50 50%で適正です
- （B）は
- （樹冠長） $5\text{m} \div$ （樹高） $20\text{m} \parallel$
- 0.25 25%で混みすぎです

樹冠長を確保するということは、着葉量が増えることで活発な光合成が進み樹木の生長が促進されます。

一度失った樹冠は簡単に回復できませんので、樹冠が混み合つて下枝が枯れ上がる前に間伐を計画することが理想です。

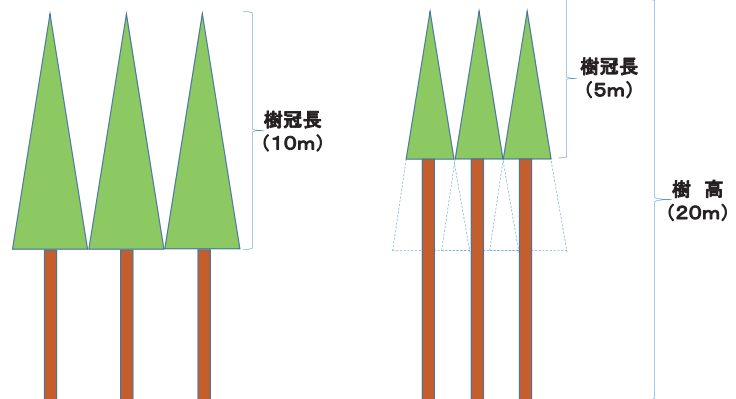
今回紹介した方法は、間伐実施のタイミングを判断する際の目安として活用できます。

間伐率等の具体的な内容は別な計算により判断することになります。

また、間伐の方法については、林分状況、地域性、地形等により変わるほか、間伐が遅れた林分を間伐する場合は注意して進める必要がありますので、森林組合と相談の上進めてください。

適切な間伐を実施するためには、林分の状況を把握することが重要です。年に1度は所有林に足を運び、森林の現状がどうなっているか確認することをお勧めします。

樹冠長率の見方



【A】樹冠長÷樹高＝樹冠長率
10÷20＝(50%)

【B】樹冠長÷樹高＝樹冠長率
5÷20＝(25%)

また、異常気象等による森林被害の発生も懸念されますので、間伐を実施した際は森林保険の加入をお勧めします。

その他不明な点がありましたら森林室または森林組合に問い合わせ願います。

東神楽町森林組合との合併について

平成30年9月13日に合併協議会が設立され、昨年は新型コロナウイルス感染症拡大により協議会の開催が難しく、2回の幹事会開催のみとなりました。

今年に入り4月27日に第4回合併協議会を東神楽町総合福祉会館で開催し、残された事項を協議致しました。

合併に係る諸条件が当事者間で合意されれば、予備契約の調印、その後、各組合の合併総会（総代会）で合併決議をするとともに、組合員の了解を得て、新組合が誕生する事になります。合併協議会では、スケジュールを変更して令和4年6月に新組合誕生の目標を設定しており、今後も協議を重ねて参ります。



各種届出について

所有者の皆様のうちに、次の事項に該当する方はいませんか？

事務手続き上、必ず書類での届出が必要となります。

届出用紙は組合事務所に用意してあります。お手数ですが、組合までご連絡下さい。

- ① 自宅の住所が変わったとき
- ② 相続・死亡等により山林名義の変更をしたとき（相続の場合は、相続開始後150日以内です。）
- ③ 売買等で山林面積が変わったとき

各種届出の必要がありますので、組合事務所までお問い合わせください。※各種届出用紙は、ホームページからもダウンロードできます。

【旭川市森林組合ホームページ】 [\[https://www.a-sinrin.com\]](https://www.a-sinrin.com) 是非、ご覧ください。

地区別事業推進会議の質疑応答

4月5～9日に亘り各地区で開催した地区別懇談会の主な質疑とその回答です。

●問 導入した林業機械と労務管理について。

●答 直営班を通年雇用し人材を確保するためにも林業機械が必要だと考えています。

●問 木材価格は低迷しているのですか。

●答 コロナの影響で低迷していましたが、カラマツの需要が増え、以前の価格に戻ってくるのではと期待しているところです。

●問 何十年前に植林したが、木が少ない。また植林する場合、補助金が出るのですか。

●答 現況を確認させて頂き、補助が可能かどうか上川総合振興局と相談します。



地区別懇談会 東旭川地区

●問 林道整備をお願いしたい。

●答 旭川市の事業等を活用して整備出来るか検討させて頂きます。

●問 林業でより収入を得られるようにして欲しい。

●答 現状では、林業だけで生活していけるような収入はなかなか難しいと思います。引続き組合員皆さんの山林を維持管理していきたいと考えています。

●問 造林地において、ウサギの被害が出ています。有害駆除や捕獲を検討してほしい。

●答 旭川市に要望していきます。

●問 高齢林のカラマツにおいてネズミの被害が出ています。殺鼠剤散布は可能ですか。

●答 森林保護事業がありますので、その事業で可能か確認します。

●問 下刈と間伐について、どの位の所有者負担があるのですか。

●答 下刈の所有者負担は1反当り500～1,000円程度。搬出間伐は、材代があり負担なくプラスになります。

●問 カラマツ50～60年の山林について、今後どの様にしていく



地区別懇談会 江丹別地区

ば良いですか。

●答 現況と土地の条件も考慮して、所有者の方と相談しながら主伐時期を決めていきます。

●問 森林認証について教えて下さい。

●答 森林認証を取得することによって、適切に管理された木材として付加価値を付け販売する事が出来、一般の方に向けてPRすることも出来ます。

●問 東神楽町森林組合との合併について。

●答 昨年はコロナの影響で止まっていたですが、4月下旬に合併協議会があり、協議を進めていきたいと考えています。

●問 令和3年度総代会での事業計画に、ハーベスター導入の計画とあったが、どの様な林業機械ですか。

●答 伐倒、枝払い、玉切りを1台で作業する事ができる高性能林業機械です。

●問 山を管理できないので、売りたいのですがどうしたら良いですか。

●答 山林売却希望リストに載せて、購入希望者がいたら斡旋します。

●問 親から引き継いだが、場所と山林の状況を知りたい。

●答 雪が解けたら状況を確認し、必要であれば現地案内します。

●問 自分の山がどうなっているのか知りたい。

●答 現地を確認して報告します。



地区別懇談会 比布地区

旭川市のアライグマ捕獲業務 アライグマが箱罠に掛かった方へ



アライグマ捕獲業務打合せ

◎当日8時30分～9時00分までに連絡いただければ、当日伺うことができますが、遅れた場合、翌日以降の回収となる場合があります。

【連絡先】旭川市森林組合 (080-6083-2355)

◎土日休日はアライグマの回収は行いません。

《お願い》

◎1日1回、箱罠の確認をお願いします。

餌がない場合には補充をお願いします。

◎アライグマの情報(目撃・痕跡・被害)をお寄せください。

山林の売買 は林地供給 事業で

林地供給事業とは、規定に基づき林地を譲渡(売買)した場合に、その譲渡人に対し税法上の恩恵として、譲渡所得から800万円が特別控除されますので、売買を希望する方は是非組合にご相談下さい。

賦課金の納入期限

7月31日迄です

森林組合の賦課徴収額につきましては、2月の総代会で次のとおり決定を頂きました。

お手数ですが、期日が7月31日となっておりますので納入をお願いします。

尚、10ha以上所有されている方の面積割は、10ha未満が200円、10ha以上が1000円で計算されますので御了承願います。

●組合員割

一組合員一律 1,000円

●面積割

0.3ha以上10ha未満 200円/ha当り
10ha以上 100円/ha当り

森林調査等のために 森林に立入ります

組合員所有地の森林に森林組合関係職員が森林施業等の調査のために立入り致しますのでご承知置き下さい。

立入り調査内容

- (1) 森林整備等の実態調査
- (2) 除・間伐予定地の実態調査
- (3) 林道、歩道、作業道予定地の実態調査
- (4) 未立木地の調査など

調査のために関係職員が随時立入調査を実施しておりますのでご協力下さい。よろしくお願い致します。



組合の 業務時間

令和3年5月1日より完全週休2日制に移行しています。

●業務時間：

◎夏季時間 (5月1日～11月30日) 8:00 ～ 17:00

◎冬季時間 (12月1日～4月30日) 8:30 ～ 17:00

●休日：土曜日、日曜日、祝祭日、お盆、年末年始

PROFILE

名称 旭川市森林組合
 設立 昭和45年3月26日
 所在地 北海道旭川市
 工業団地3条1丁目2番15号
 代表電話 0166-36-4268
 Fax番号 0166-36-4290
 代表者名 代表理事組合長 木津 勝
 従業員数 26名
 組合員数 1,202人
 森林所有面積 9,625 ha
 出資金 93,265 千円
 事業区域 旭川市比布町の区域
 email: asahikawa@a-sinrin.com
 URL: https://www.a-sinrin.com



目指そう森林新時代

旭川市森林組合の森林づくり十ヶ条

- ・森林づくりは人づくり
- ・景観に優れた美しい森林づくり
- ・適期作業で良質材生産の森林づくり
- ・生命力に溢れた健康の森林づくり
- ・未来に引き継ぐ資源の森林づくり
- ・水を蓄え国土を守る安心の森林づくり
- ・心を豊かにする文化創造の森林づくり
- ・地球温暖化を防ぐ緑の森林づくり
- ・地材地消で経済性豊かな森林づくり
- ・活力ある組合 信頼の森林づくり

台風や集中豪雨、火災 など万が一の災害に 備えることができます。

森林保険

森林保険は、「森林保険法」(昭和12年法律第25号)等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災、噴火災による損害を総合的に補償するものです。森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットです。

保険金のお支払いの対象となる
8つの災害



旭川市森林組合